

◆◆◆ 事務事業評価票 ◆◆◆

番号	枝番号	事務事業名	部名	課名	所属長名	
01	00	総合相談事業	福祉生活部	長寿福祉課	門脇ちづ子	
基本事項	基本政策	01	ともに支え合い笑顔輝くあたたかなまち(健康・子育て・福祉)	財務科目	10	介護保険特別会計
	政策	05	いきいきと暮せる高齢者福祉の充実		05	地域支援事業費
	施策	03	包括的な地域ケア体制の推進		02	包括的支援事業・任意事業費
					03	総合相談事業費
<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 単年度		事業開始年度	平成18年度	完了予定年度	未定年度	<input checked="" type="checkbox"/> 経常 <input type="checkbox"/> 臨時
事業の対象(誰に対して・何に対して)			事業の目的(どういう状態にしたいのか)			
市内に居住する高齢者及びその家族、地域の住民、民生委員等			市内の高齢者に対して介護保険サービスに関するもののみならず、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が継続できるようにする。			
事業の内容(目的達成のための手段・方法)						
家族や地域住民等からの相談を受け、地域包括支援センターと委託する在宅介護支援センターが、地域で支援を必要とする高齢者を把握し、電話・窓口面接・訪問により継続した見守りを行う。またサービスが必要な人については、その人に合ったサービスが受けられる事業所の紹介等を行う。 ・地域における様々な関係者とのネットワーク構築 ・ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や生活実態、家庭環境、支援ニーズ等の実態把握 ・サービスに関する情報提供等の初期相談対応や継続的・専門的な相談支援 ※委託料=120万円(一律)+@2,700円/件(実績)						
補助・単独 <input checked="" type="checkbox"/> 国・県の補助金有り <input type="checkbox"/> 市単独						
<input checked="" type="checkbox"/> 義務実施事業 ① 根拠法令要綱等 介護保険法第115条の45第1項第3号 地域支援事業実施要綱H23.7.14老発第0714第2号						
<input type="checkbox"/> 努力義務実施事業 ② 根拠法令要綱等						
<input type="checkbox"/> 任意実施事業 ③ 根拠条例等						
<input type="checkbox"/> 単費上乘せ有り又は②の場合 根拠条例等						
正規職員が関与すべき法的義務性 <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(該当業務:)						
法令名・根拠条文						
実施形態 <input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 補助・負担金 <input type="checkbox"/> その他()						
委託の場合 <input type="checkbox"/> 入札 <input checked="" type="checkbox"/> 随意契約(契約先在宅介護支援センター)						

◆◆◆ 総合計画・行動計画 施策シート ◆◆◆

			優先度	<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C
展開方針(年度別事業内容)	平成23年度(参考)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	以降	
総事業費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
今後の方向性			今後の方向性の具体的内容			
<input type="checkbox"/> ① 現状どおり継続 <input type="checkbox"/> ② 拡充 <input type="checkbox"/> ③ 改善・見直し <input type="checkbox"/> ④ 縮小・廃止						
進捗状況		進捗状況の具体的内容・未着手の理由		市長指示事項等		
<input type="checkbox"/> ① 計画どおり(以上)進行 <input type="checkbox"/> ② 計画よりも遅延 <input type="checkbox"/> ③ 未着手						
企画政策課 意見				行動計画掲載 (企画政策課)	<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C

		単位	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
事務事業 データ	事業費(予算額または見込額 (A'))	千円	14,100	14,100	14,100	14,100	14,100	
	特定財源		11,280	11,280	11,280	11,280	11,280	
	一般財源		2,820	2,820	2,820	2,820	2,820	
	事業費(決算額) (A)		11,303	12,175				
	特定財源		9,043	9,740				
	一般財源		2,260	2,435				
	一般職員所要人員 (B)	人	0.40	0.89				
	一般人件費[平均給与×(B)] (C)	千円	3,116	6,934				
	嘱託・臨時職員所要人員 (D)	人	0.00	0.00				
	嘱託・臨時人件費[平均賃金×(D)] (E)	千円	0	0				
総コスト[(A)+(C)+(E)] (F)	千円	14,419	19,109					
受益者負担額 (G)	千円	0	0					
受益者負担率[(G)/(F)] (H)	%	0.0%	0.0%					
活動指標	① 名称	総合相談窓口数	目標値	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所
		実績値	6箇所	6箇所				
	② 説明	地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの総合相談委託数	単価	2,403千円	3,184千円			
		達成度	100%	100%				
目標	① 名称	実態把握数	目標値	3,000件	3,000件	3,000件	3,000件	3,000件
		実績値	1,964件	2,287件				
	② 説明	実態把握委託件数	単価	7,342円	8,355円			
		達成度	65%	76%				
成果指標	① 名称	相談実件数	目標値	2,400件	2,700件	2,800件	2,800件	2,800件
		実績値	2,740件	2,770件				
	② 説明	地域包括支援センター及び在宅介護支援センター相談実件数	単価	5,262円	6,899円			
		達成度	114%	103%				
目標	① 名称	相談延べ件数	目標値	3,300件	3,500件	3,600件	3,600件	3,600件
		実績値	3,577件	3,437件				
	② 説明	地域包括支援センター及び在宅介護支援センター相談延べ件数	単価	4,031円	5,560円			
		達成度	108%	98%				

評価実施：平成24年度

1次評価	評価ポイント	事業の優先度(緊急性)	5	事業の必要性	5	実施主体の妥当性	2	
		直接のサービスの相手方	4	受益者負担の適切さ	5	市民ニーズの把握	3	
	総合評価	評価結果	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止					判断理由 改善策
		理由	高齢者の増加により認知症の高齢者をはじめとして様々な支援を必要とする高齢者は増加している。地域包括支援センターだけではすべての高齢者の相談に対応することやネットワークの構築は不可能であるため、地域での活動実績のある在宅介護支援センターへ相談窓口業務と実態把握を委託している。高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるよう総合相談事業は介護保険法の中で市町村が実施するよう義務付けられている。 総合相談窓口事業の委託料を150万円から120万円に減額し、実態把握委託料を@2,700×500件から600件に予算を増額したことで、相談実績に応じた支払いができるように変更している。個々実態把握の内容は記録等で把握している。また、緊急対応が必要な場合は、随時報告を受け対応する。初回相談後に必要に応じてサービスを紹介したり、継続的な支援を行っている。					

2次評価	評価ポイント	事業の優先度(緊急性)	5	事業の必要性	5	実施主体の妥当性	2	
		直接のサービスの相手方	4	受益者負担の適切さ	5	市民ニーズの把握	3	
	総合評価	評価結果	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止					判断理由 改善策
		理由	総合相談事業は介護保険法等に基づく義務実施事業である。 委託料については、他市との比較のうえ、平成22年度に積算方法の見直しがされており、今後も単価、積算方法の定期的な精査を実施されたい。 また、他に類似する相談事業との統合を検討されたい。					

3次評価	評価ポイント	事業の優先度(緊急性)		事業の必要性		実施主体の妥当性		
		直接のサービスの相手方		受益者負担の適切さ		市民ニーズの把握		
	総合評価	評価結果	<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止					判断理由 改善策
		理由						